

妙高市店舗等リフォーム支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、小規模事業者の事業の持続的発展につながる取り組みを支援することにより市民生活のサービス維持向上を図るため、小規模事業者の行うリフォームに係る費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者をいう。
- (2) 店舗等 本市の区域内に存し小規模事業者の事業の用に供している建築物で、店舗、事務所等に住宅が併設する建築物（以下「併用住宅」という）を含む。
- (3) リフォーム等工事 申請者の事業の継続を目的とし、その事業の用に供するために所有または賃借する店舗等の修繕、改築、増築、模様替え等で別表第1に掲げる場合に応じ、それぞれの対象工事をいう。ただし、店舗等の売却や貸付を目的とした工事は含まない。
- (4) リフォーム等施工業者 市内に本社若しくは本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業者又は補助対象となる店舗等の建設の際に施工した法人若しくは個人事業者で、建築工事業、大工工事業、板金工事業、管工事業、電気工事業、左官工事業等、別表に掲げるリフォーム等工事を行う者をいう。
- (5) 商工会議所等 新井商工会議所、妙高高原商工会及び妙高商工会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たし、リフォーム等施工業者の施工により店舗等のリフォーム等工事を行う者とする。

- (1) 市内で事業を営む小規模事業者で、法人にあっては市内に本社若しくは本店を有し、個人事業者にあっては、市内に住所を有するものであること。
- (2) 商工会議所等の定款に定める会員であること。
- (3) リフォーム等工事を行う店舗等が、公共下水道及び農業集落排水区域にある場合、下水道のつなぎ込みが完了していること、又は当該リフォーム等工事において実施すること。
- (4) 申請時において、市税を滞納していないこと。
- (5) 別表第2に掲げる事業を行っていないこと。

2 前項各号における要件の他、リフォーム等工事を行う店舗等が賃借している建築物である場合は、次の掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) リフォーム等工事後も同一小規模事業者において事業を継続するものであること。
- (2) 建築物の所有者から当該リフォーム等工事の内容について承諾を得ていること。

(補助対象工事費)

第4条 補助対象となる工事費（以下「補助対象工事費」という。）は、リフォーム等工事に係る工事金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）で、その合計が10万円以上のもの

のとする。ただし、市の他の補助事業等に該当する部分は除く。

2 一つの施設の一部において申請者が事業のために占有している場合は、申請者が事業のために占有している部分に係る費用のみとし、これによりがたい場合は、そのすべてを補助対象工事費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事費の5分の1に相当する額（その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(補助制限)

第6条 前条に規定する補助金の交付は、一小規模事業者につき1回を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、リフォーム等工事に着手する前に、妙高市店舗等リフォーム支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の可否を決定し、妙高市店舗等リフォーム支援補助金決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助対象者」という。）で、次のいずれか該当する場合は、妙高市店舗等リフォーム支援補助金事業内容変更・中止申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事費の合計額について、20パーセント以上増減する場合又は補助金の額に影響が出る金額の変更をする場合。

(2) 工種又は工事個所を変更する場合

(3) 工事を中止する場合

4 第2項の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

(実績報告)

第8条 補助対象者はリフォーム等工事が完了したときは、速やかに妙高市店舗等リフォーム支援補助金実績報告書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合、妙高市店舗等リフォーム支援事業補助金確定通知書（別記様式第5号）により、確定した補助金額を通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとする。

(決定の取消等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の規定に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 前項の場合において、市長は補助対象者に対し既に交付されている補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(制度の見直し)

第12条 市長は、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに、見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

補助対象工事	
外壁、屋根等建築物の耐久性を高める工事	土台・基礎の工事
	屋根の葺替、塗装
	外壁の張替、塗装
	看板の改修、設置
	ベランダ、風除室の工事
	窓・ガラスの取付交換
	外壁、屋根、天井の断熱化工事
	雪止め金物の設置、屋根の融雪工事
	雪庇防止フェンスの設置
	防水工事
	耐震化工事
店舗等内部の床、壁、天井、建具等の操業環境を良好にするための工事	内装工事 (壁の新設、壁紙や床、壁、天井の改修等)
	建具の改修、設置
	襖の張替、畳の入替・表替
	バリアフリー化工事 (段差改装、手すりやホームエレベーターの設置等)
	防音工事
厨房、温浴施設等の設備工事で衛生環境を向上するための工事	アスベスト除去工事
	衛生設備機器の設置・交換 (製品のための購入は対象外とし、配線工事や取付工事が伴うものが対象)
	厨房設備機器の設置・交換

	(製品のための購入は対象外とし、配線工事や取付工事が伴うものが対象)
	給排水・ガス等の配管の設置・交換 (合併処理浄化槽の設置に伴うものは対象外とし、下水道への接続が対象)
	給湯器の設置・交換
	空調・換気設備工事 (製品のための購入は対象外とし、配線工事や取付工事が伴うものが対象)
	電気設備工事 (製品のための購入は対象外とし、配線工事や取付工事が伴うものが対象)
	防犯システムの設置・改修
太陽光発電システム等の地球環境に配慮した設備工事	太陽光発電システム設置工事
	太陽熱温水器の設置工事
	CO2冷媒ヒートポンプ給湯器の設置工事
	潜熱回収型給湯器の設置工事
	ガスエンジン給湯器の設置工事
外部のバリアフリー化工事	玄関までのアプローチ部分の舗装及び消雪設備
その他工事	市長が必要と認める工事
生活道路に面するブロック塀等工事	ブロック塀等の解体撤去、補強、撤去後に安全なフェンス等を設置する工事

備考

- 1 耐震化工事、バリアフリー化工事、太陽光発電システム設置工事及び潜熱回収型給湯機の設置工事は、市の他の補助制度を利用している部分は、補助対象外とする。
- 2 全ての対象工事において、賃借している店舗等の場合は、建築物の所有者の承諾を必要とするものとする。
- 3 ブロック塀等工事
生活道路（国道、県道、市道、農道、法定外公共物（赤道）、その他現存する道で、日常的に人や車両の往来があるものに限る。）に面し、接する道路面からの高さが1.2メートルを超える塀又は門柱で、コンクリートブロック、コンクリートパネル、石、れんがその他の組積材で築造されているもの。

別表第2（第3条関係）

- 1 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における次の事業

大分類	中分類
R サービス業（他に分類されないもの）	9 3 政治・経済・文化団体
	9 4 宗教
	9 6 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	全般
T 分類不能の産業	全般

2 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び同条第5項から第11項までに定める営業。

3 市民生活や生活環境に悪影響を及ぼすことが予想されると市長が認める事業。